

介護保険のお知らせ

☎ 高齢介護課 ☎ 893-6400

■保険料が決まりました

6月中旬に、第1号被保険者(65歳以上)に令和元年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を送ります。

消費税の引き上げに伴う保険料の軽減強化により、介護保険料段階区分が第1段階～第3段階の保険料が変わります。詳しくは、下の第1号被保険者の介護保険料段階表をご確認ください。

■納付方法について

普通徴収(口座振替・金融機関等で納付)は、納付回数が10回(6月～翌年3月分)、特別徴収(年金天引き)は、仮徴収を行い、納付は偶数月の年6回です。

■介護保険制度について

被保険者は、40～64歳の医療保険加入者と、65歳以上のすべての人です。この制度はみなさんの保険料と公費で運営され、保険料を納めることで、介護が必要となったとき、安心してサービスを受けることができます。

■保険料は期限までに

保険料の滞納が続くと滞納期間に応じて介護サービスの利用者負担が1割、2割の人は3割に、3割の人は4割になる措置等がとられます。必ず期限内に納めましょう。

また、保険料の支払いが、一時的に困難な状況にある人には、徴収猶予制度があります。

■保険料の軽減

真に生活が困難な状況にある人に対し、生活実態に即して、保険料の軽減を行います。

対象 介護保険料段階区分が第2・3段階で、次の①～⑧の要件全てに該当し、保険料の支払いが困難であると認められる人

- ①世帯全員が市民税非課税であること(確定申告または市民税申告が必要)
- ②世帯の年間収入合計が144万円以下であること(2人以上の場合は33万円、配偶者は38万円を加算)
- ③市民税課税者に扶養されていないこと
- ④市民税課税者と生計を共にしていないこと
- ⑤健康保険などの医療保険で、被扶養者となっていないこと
- ⑥資産などを活用しても、生活が困窮している状態にあること(住居用資産を除く)
- ⑦世帯の銀行預金などの元本合計が350万円以下であること
- ⑧介護保険料を滞納していないこと

軽減内容 保険料第2段階を第1段階に、第3段階を第2段階に軽減

申込 本年度の「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」、印鑑・預貯金・年金受給額が確認できるもの(世帯全員分)、本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)を持参し高齢介護課

段階	対象者	年間保険料
1	生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者、世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	24,120円
2	世帯員全員が市民税非課税で、かつ前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
3		80万円超120万円以下
3		120万円超
4	世帯員に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が	80万円以下
5		80万円超
6		120万円未満
7		120万円以上200万円未満
8		200万円以上300万円未満
9		300万円以上350万円未満
10		350万円以上500万円未満
11		500万円以上650万円未満
12		650万円以上800万円未満
13		800万円以上

※所得金額は、前年(平成30年1～12月)の合計所得金額です。

※合計所得金額は、収入金額から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。さらに、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額(第1～5段階のみ)を控除した額を用います。

国民健康保険のお知らせ

☎ 医療保険課 ☎ 892-0121

■保険料の料率が決まりました

6月中旬に、令和元年度の「国民健康保険料納入通知書」を送ります。

所得割、均等割、平等割の保険料率及び限度額は下表のとおりです。限度額については、医療分が54万円から58万円に変更となりました。

		医療分	支援金分	介護分	
年間保険料 (①～③の合計)	①所得割	基準総所得金額 (平成30年中の所得が対象)	×8.23%	×2.71%	×2.81%
	②均等割	被保険者1人あたり	28,241円	9,324円	17,709円
	③平等割	1世帯あたり	24,996円	8,252円	—
	限度額		58万円	19万円	16万円
40歳以上65歳未満の国保加入者は、介護分が加算されます。					

所得割の基準総所得金額の計算方法

- 給与所得などの場合 給与収入－給与所得控除－基礎控除(33万円)
 - 公的年金などの場合 年金などの収入－公的年金等控除－基礎控除(33万円)
 - 営業・その他の事業・不動産所得などの場合 収入－必要経費－基礎控除(33万円)
- ※複数の所得がある場合でも、基礎控除は33万円のみです。

■納付方法について

保険料は、6月から翌年3月までの10回に割って納めていただきます。

5月中旬に転出や社会保険の加入などで、国民健康保険の資格を喪失した世帯には、4月分の保険料を本年度の保険料確定後の6月納付期(1期分)として納入通知書を送ります。

※特別徴収(年金天引き)の世帯は、4・6・8月が仮徴収となり、10・12・2月が本徴収の年6回支払いとなります。

■保険料の納付は口座振替をご利用ください

口座振替にすると、毎月納めにいく手間が省け、納め忘れもなくなります。

口座振替依頼書は、市役所本館1階医療保険課、星田出張所、市内の指定金融機関にあります。

必要なもの 預貯金通帳、金融機関届出印、国民健康保険の納入通知書

申込 市指定の金融機関窓口

■保険料の支払いが困難な場合

大幅な所得減少や生活困窮等の特別な事情により支払いが困難な場合は、保険料の減免等の制度があります。

なお、納期限が過ぎた場合は、減免ができませんので、お早めにご相談ください。

■休日納付相談窓口

平日の昼間に、納付相談、減免申請が困難な人はご利用ください。

日時 6/16(日)10:00～15:00

場所 市役所本館1階 医療保険課

■医療費一部負担金の減免制度

次のような事情により、病院などに支払う医療費の自己負担額の支払いが困難な場合は、一部負担金の減免制度があります。

- ①世帯主および同一世帯の被保険者が所有する家屋やその他の財産が風水害、火災などで全壊、全焼など重大な被害を受けた場合
- ②世帯主および同一世帯の被保険者が事業の休業、失業や傷病、死亡により収入が著しく減少した場合
- ③その他①・②に類する事由があり、医療機関への支払いが極めて困難な場合

※減免認定には条件があります。

■ジェネリック医薬品への切り替えにご協力ください

市では、薬剤費の自己負担軽減と国民健康保険医療費の削減を目的にジェネリック医薬品の普及促進に取り組んでいます。医師・薬剤師にご相談の上、切り替えにご協力ください。

